

# 高の原の各種団体活動 民生委員児童委員協議会

## 「支えあう 住みよい社会 地域から」

### 民生委員制度の歩み

民生委員制度の源とされているのが、大正6年、岡山県で創設された済世顧問制度です。

この済世顧問制度の設置規程公布日が5月12日であったことからこの日が「民生委員・児童委員の日」となりました。済世顧問制度の特徴としては、①地域の優れた人材に顧問を委嘱する、②防貧活動を使命とする、③自立能力を潜在させている人びとがその力を発揮できる機会を提供し自立を支援する、などがあげられる。

その翌年、大正7年に誕生したのが大阪府の方面委員制度で、広く全国に普及していくことになります。方面委員の「方面」とは、「地域」を表し、各委員は、①それぞれが一定の区域を担当する、②区域の訪問調査により世帯状況を常に把握する、③生活困窮等で支援が必要な人は迅速に救済機関につなげる、といった役割を担っており、それは今日の民生委員に共通しています。昭和3年に方面委員制度は全国に普及し、全国の委員数は1万5,155人を数えました。

昭和4年、新たな公的救済制度を定める「救護法」が成立。しかし、財政上の問題から実施時期は未定という状況が続きました。昭和6年4月、方面委員の全国組織として全日本方面委員連盟（全国民生委員児童委員連合会の前身）が誕生しました。昭和6年2月全国の委員代表が連署した「救護法実施請願ノ表」を上奏する。その思いが実り、昭和7年1月より救護法は実施されました。その補助機関として救護委員が置かれ方面委員が兼ねることになった。このような中、方面委員制度を全国統一の制度にしていくことが求められ法的基盤が必要となり、昭和11年11月、方面委員令が公布される。地域ごとの実情にも配慮しつつ法的な基盤が整えられました。

昭和12年、日中戦争が始まり、戦争に突入り戦時体制が進む中、国民は厳しい耐乏生活を余儀なくされ、生活の刷新合理化運動が推し進められました。方面活動もこうした動きに組み込まれ一翼を担うこととなりました。そうした中でも出征軍人の家族への支援な

ど、住民に寄り添った活動を続けました。昭和20年8月終戦を迎え、昭和21年9月、民生委員令が制定され、方面委員は民生委員と改められました。

「民生」とは、「国民の生活、生計」という意味です。児童や母子、高齢者の福祉をはじめ、広く国民生活全般の相談に応じる役割を表す名称とされました。委嘱者も知事から厚生大臣（当時）に改められました。昭和22年、児童福祉法が制定。この法において児童委員が創設され、民生委員が兼任することとなりました。昭和23年7月、民生委員法が公布されました。法制定に伴い、市町村民生委員推薦会、都道府県の審査会、委員の資格要件、任期を三年とすることなど明確にされました。

昭和20年代末以後の活動において特筆されるものとして「世帯更生運動」と「心配ごと相談事業」があげられます。昭和30年には、低所得世帯の自立を支援する「世帯更生資金貸付制度」も創設され、これが現在の「生活福祉資金貸付制度」です。昭和42年「活動強化要綱」を定め、地域社会の実情把握するため「全国モニター調査」を行いました。初の調査は昭和43年「居宅ねたきり老人の実態調査」を実施。調査結果は、社会に大きな驚きを与え、以後の在宅福祉充実に大きな役割を果たした。以降も父子家庭、独居高齢者、孤独死等、多様なテーマで実施されました。

平成6年1月、主任児童委員制度が誕生。平成12年6月、民生委員法が改正し、民生委員の性格が「住民の立場に立った相談、援助者」と改められました。地域福祉の担い手として「住民の福祉の増進を図るための活動を行う」こと等が明示され現在に至っています。誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくりのため、民生委員活動は今日も続いています。

民生委員活動は今日も続いています。

**民生児童委員は あなたのまちの良き相談相手**



## 各地区での活動状況紹介

### 1. 奈良市 佐保台地区 委員数 7名

当地区での活動内容としては、①一人暮らし高齢者対象にご自宅への見守り訪問、相談事の聞き取りなど。また、春と秋に食事会などのイベントを開催。②主任児童委員は、0歳～未就園児とその保護者対象に活動。子育てスポット「どんぐり広場」の運営。③その他の活動として、委員同士の情報交換、情報共有の為に定例会の実施。小学生の登下校見守り。地区団体と協力し「くらしのなんでも相談室」の開催。困り事のある高齢者とその家族へ相談窓口の紹介の実施。地域福祉活動、行事への参加を行っています。

### 2. 奈良市 左京地区 委員数 10名

当地区では、地域の諸団体と連携し安心安全な街づくりを目指し活動しています。主な活動内容は①地域の方々のお困りごと等の相談活動②一人暮らしの高齢者や障害をお持ちの方等への定期的な訪問見守り活動③地域連携による見守り活動④地域の各種行事、会合への参加、協力等⑤県や市が主催する行事への参加⑥くらしのなんでも相談室事業への協力他。

今後も、大人にとっては安心して生活でき、また子供にとっては安心して成長できる地域を目指し活動して参りたいと思います。

### 3. 奈良市 朱雀地区 委員数 12名

朱雀当地区は、各町内の民生委員は欠員なく配置し、主任児童委員も2人の体制で日常の見守り相談活動を遂行しています。ニュータウンのくらしのなんでも相談室にも参加して、地域の皆さんの声を聞いています。また朱雀地区の夏祭りやキッチンカーフェスタにも民児協として参加し、PR活動、ポン菓子無料配布、福祉紹介など地域の環境に合わせた活動を展開しています。また、まちづくり協議会のメンバーとして、地区社協、地区万青連合と、地域福祉の未来想定図を検討、研修を行っています。



### 4. 奈良市 右京地区 委員数 13名

当地区では、①緊急時に備え、家族構成、緊急連絡先等を記入する「ふれあいカード」の提出依頼活動を行っています。（任意）②子育て広場ぶらんぶらんで実施されるフードパントリーへの協力やくらしのなんでも相談室事業への参加③高齢者や要支援者宅への訪問や相談④生活福祉資金に関する相談⑤地域団体や学校への協力などを行っています。

### 5. 奈良市 神功地区 委員数 10名

当地区では、住みやすい街づくりをテーマに、①高齢者のお一人暮らしの方への訪問を行い、関係団体発行のたよりや警察の機関紙などを配布し、相談や注意喚起などを促しています。②避難行動要支援者の方へは、平治時の訪問、支援活動を行っています。③地区の関係団体との情報共有と相互で開催する行事などに参加協力を行っています。また、地区の一部で回覧をスマホ等で見られる電子化を実施し、民児協情報を提供しています。

### 6. 木津川市 木津西部地区（相楽台・兜台） 委員数 16名

当地区は、平成23年4月、旧木津町民生児童委員協議会が木津東部と木津西部に分かれることにより発足しました。主な活動は①高齢者の日々の見守りと訪問。②子ども達の登下校の見守りです。ニュータウンでは、ご近所のつながりのないことを不安に思っておられる方も多いと思います。少しでも安心して暮らしていただけるように寄り添った活動を目指して行動しています。

### 7. 精華町 桜が丘地区 委員数 6名

当地区では、日々の活動として①一人暮らしの高齢者や生活にお困りの方などのご自宅を訪問し、安否確認や生活上の困りごとの相談に乗ったり、必要に応じて役場などの関係機関へのつなぎ役も担っています。②主任児童委員は子育て家庭の相談に応じたり、小中学校との連絡調整などを行っています。③定例会は毎月1回開催し、その後小学校区毎に別れて部会を行い情報交換などを行っています。④あんしん相談では、民生児童委員が2人一組になって、毎月1回、生活相談を行っています。